# 【足立区労働報酬審議会】会議録

△	↑ C T C T D T T C C C C C C C C C C C C C
会議名	令和 5 年度 第 1 回 足立区労働報酬審議会 
事務局	総務部契約課
開催年月日	令和5年9月27日(水)
開催時間	午前10時00分 ~ 午前11時55分
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室
出席者	渡部 典子 会長 小倉 絵里 副会長 田中 克己 委員
	設楽 潔 委員 北野 元一 委員 早川 勝久 委員
欠席者	なし
会議次第	1 開会 2 議事 議案第1号 令和4年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の 提出状況について 議案第2号 令和5年度公契約条例適用契約について 議案第3号 公契約条例アンケート調査の実施結果及び条例の見 直し検討について 議案第4号 令和6年度労働報酬下限額の算定方法等について 3 その他 4 閉会
資 料	審議資料
その他	

### (審議経過)

### 1 開会

### 【総務部長挨拶】

#### 2 議事

◆会議の公開について

#### ○渡部会長

審議会は公開としていますが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいと考えますがいかがでしょうか。

### -全委員了承-

◆議案第1号 令和4年度公契約条例適用契 約に関する労務台帳の提出状況について

### ○早川委員

本来は相応の技能技術がありながら、賃金 単価を抑えるために普通作業員とされてしま うことも考えられるところから、普通作業員 の割合をできれば出していただきたいという お話を、労働者側からさせていただいていま す。それを出していただくようお願いいたし ます。

#### ○工事契約係長

前回と同様の資料ということですね。申し 訳ありません、次回用意させていただきま す。

# ○早川委員

次回よろしくお願いします。併せて軽作業 員の方もお願いします。

◆議案第2号 令和5年度公契約条例適用契 約について

【契約課長が議案について説明】

### (質疑なし)

◆議案第3号 公契約条例アンケート調査の 実施結果及び条例の見直し検討について

### ○契約課長

令和4年にアンケートを行うというところ まではご報告しております。今回はその結果 と、その結果を受けて区としてどういうふう に公契約条例を見直していくのか、もちろん 現状維持するという考え方もありますが、そ れについてのご意見等をいただきたいという ことで議案とさせていただきました。

アンケート結果については本日も机上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

次に、アンケートを実施して浮かび上がってきた課題を、 $2 \, o(1)$  から(3) でお示ししております。

一つ目は、条例の適用範囲というところに なります。これにつきましては、別添資料の 資料1をご覧ください。賃金条項まで定めて いる公契約条例導入自治体の状況についてに なります。28自治体が導入順に並んでおり ます。足立区は8番目に導入しました。各自 治体が工事、委託、指定管理ごとに、いくら 以上を対象にしているかということを記載し ております。足立区は1億8千万以上の工事 を対象にしておりますが、それよりも高く設 定しているのは川崎市のみで、同じ金額は江 戸川区、中野区で、足立区の工事の設定は高 い方だと思います。委託については9千万円 以上、ただしすべての業務を対象にしている のではなく一部の業務のみを対象としていま すが、この9千万円という金額は群を抜いて います。指定管理については、金額で縛って いるところもあり、すべての指定管理を対象 にしているところ、内容は保育園、学童、各 種センター等とありますが、足立区はそのうちの一部で、学童や福祉施設は除いておりまして、すべてを対象にしているところもある中では、もう少し広げられる可能性があるのではないかということで、適用範囲を今後どうしていくのかについてご意見をいただけたらというのが一つ目です。

二つ目は事業者の負担についてです。事業 者から回答をいただいたところでは、6割以 上が労務台帳を作成することについて負担と 感じているということでした。現状は台帳を 提出していただき、事務局の方で一人ひとり チェックしているわけですが、今後対象を広 げていく中で、今の形式では立ち行かなくな るだろうという事務局側の課題もあります。 これについては、他自治体の提出書類の状況 を表にしておりまして、別添資料の資料3に なりますが、AからF、労働者台帳型と報告 書型に分類しています。ABCが労働者台帳 型で、一人ひとりの賃金の状況を確認しても らい、それを行政の方でも確認ができるとい うものになります。DEFは一人ひとりでは なく、例えば工事現場や事業所単位での報 告、そうした単位で賃金を支払っているとい う報告をしてもらい、それにより賃金支払い を担保するというものになります。因みに現 状の足立区はCというところで対応しており ます。資料1になりますが、中ほどの列にA からFとそれぞれ記載してあります。全体の トレンドとすると、先進の導入自治体ではス キームをしっかり固めようということで労働 者台帳型により一人ひとりの確認という形で やられていますが、後発ではDEFが増えて きています。おそらく先進自治体の状況など を聞きながら、落としどころとして、このよ うな形を選択したのではないかと推測してい るところです。足立区として今後はどの方式 をとっていくのかというところについて、ご

意見をいただけたらと思います。

三つ目は労働者への条例の周知についてで す。これは労働者台帳等による確認とセット になるものと考えています。今は事業者から 提出された台帳を行政の方でチェックをして いますが、当事者である労働者の認識という ものが希薄な状況になっております。そのた め労働者への周知、賃金の下限額が決まって いるということ、それが守られていないと思 ったときに申し出ができることなどの周知を 強化することで、労働者台帳等による負担を 軽減できるのではないかということです。そ のように一体で考えていくべきではないかと いうところです。こちらについては別添資料 の資料4で具体的に書かせていただいていま す。どういうものを使っていて、それぞれの 特徴であるとか、利点、欠点などを整理させ ていただいております。足立区の現状として は、この資料でいうエのお知らせ・チラシと いうところでしかできていないという状況で す。アからウについてどこまでやっていくの か、事業者と労働者の間で用いることを必須 とするのか任意とするのかなどについて、ご 意見をいただけたらと考えております。

対象として工事、委託、指定管理とありますが、これについては考え方がそれぞれで違うということを説明させていただきます。委託には人件費比率が高いものと低いものがありますが、工事についてはあまり細かく考えなくてもいいのかなというところが一つありますので、金額がいくらというところだけで決めてしまってよろしいのかなというところが一つ目です。

二つ目は委託ですが、別添資料の資料2を ご覧ください。全業務を対象にしている自治 体は、ほぼありません。人件費比率が高い業 務を抽出して公契約条例の対象にしている自 治体がほとんどです。足立区では、表の1か

ら4、受付案内、施設・設備の運転管理、コ ールセンター、施設の管理運営という、庁舎 及び施設における管理等の業務のみを対象と しています。足立区の委託の現状としては、 対象業務が狭いというところが課題になって いると思います。表では11番までの業務に 網掛けをしていますが、他自治体の例から も、この辺までが足立区として線を引けると ころかなと考えていて、それを素案として受 け止めていただければと思います。縦に対象 業務を広げつつ金額をどこまで落とせるか、 ご意見をいただければと思います。因みに4 千万円以上のところまで網掛けをしておりま すが、件数としては200件くらいです。私 どもとしては、簡易型の報告書形式にすれば 何とか対応できるかなと思っている線ではあ ります。

三つ目は指定管理ですが、現状では保育施設、地域学習センターなどしか対象にしておりません。残っているのが学童、福祉施設ですが、広げるという判断がいただければ、広げられるところかと思っているところです。 今後の検討に向けて、考え方が違うということをお伝えさせていただきました。

なお、席上に資料5の補足資料をお配りしています。現状は1億8千万以上の工事が対象になっているのを、1億円以上又は6千万円以上で線を引きたいということで金額提示をさせていただいていて、これがどういう考え方によるものなのかということに関する資料になります。1億円以上で線を引くと、業者格付としてはABランクですが、このランクの事業者には現状でも対象工事を請け負っていただいております。このABランクで留まるような対象の拡大であれば、事業者の困惑というものがないだろうというところで考えたのが、1億円以上という線です。これより下げてしまうとCランクの事業者が入る可

能性があり、これまで対象工事を請け負っていないCランクの事業者が戸惑うことになるだろうということです。そういうことで1億円以上で線を引くというのが資料5の案1と2です。案3では6千万円以上で線を引いていますが、これについては契約の発注の仕方の問題になりまして、予定価格の事前公表か事後公表かというところ、それから入札参加資格審査委員会といいまして、発注するときに入札参加資格を検討する庁内の会議ですが、その会議の対象案件となる線でもあります。このあたりも参考にしていただいて、工事、委託、指定管理についてご意見をいただけたらと思います。

# ○早川委員

予定価格が6千万円以上、1億円以上で分けていますが、何故その金額なのでしょうか。

### ○契約課長

事業者のランクがABで変わらない線が1 億円以上ということです。

### ○早川委員

1億円以上の工事にはABランクの事業者 が入れるということだと思いますが、どうし て1億円という線引きにしているのですか。

# ○契約課長

これは全く別の入札の制度の話になります。

### ○早川委員

6千万円というのも入札の制度の話という ことですね。具体的にこういう理由があって この金額になったというのは、ここではわか らないということですか。

### ○契約課長

過去の経緯があり、その積み重ねの結果 で、ここに落ち着いているということで、端 的に説明するのは難しいです。

# ○田中委員

条例の見直し検討についてということですが、我々がここで申し上げた内容が公契約等 審議会に意見として出されて、その中で検討 されていくという流れですか。

### ○契約課長

結論を出すのは公契約等審議会になります。ただし、公契約等審議会と労働報酬審議会それぞれ会議を設定していますので、こちらで出された意見は公契約等審議会に持っていき、公契約等審議会での内容もこちらにお伝えするという形でやっていきたいと考えています。

### ○田中委員

まずアンケートが行われて、アンケート結 果を受けて具体的内容がどうだということよ りも、アンケート自体の内容をどう読み解い て、公契約条例でどういう効果があったとい うような考察は、公契約等審議会でなされる のでしょうか。実は入札制度が大きく変わっ たときに、審議会でそれまでの入札制度に対 してのいろいろな意見、こう変えていくべき だというようなことが出されたと思います。 具体的に線をどう引くかというようなことよ りも、公契約条例そのものの評価がなされる のでしょうか。アンケートの結果をどう読む かということが大事だと思います。そこをや っていただいた上で、それから議論になって いくのではないでしょうか。いきなり各論に 入るのかという感じなのですが。前にも申し 上げたのですが、平成22年から始まって全国でまだ28の自治体でしか導入されていません。全国に多くの自治体がある中で、10年経っても28自治体でしかない。23区では比較的に多いですが、国でも都でもやっていないということも含めてみて、そこをまず足立区として評価した上で、それから線引きはとなるのではないでしょうか。入口が大事だと思っています。そこを公契約等審議会で是非議論していただきたいと思います。各論について言えば、我々としてはなるべく下げないでください、下げないで簡単にということになります。

### ○早川委員

下げない理由は何ですか。

### ○田中委員

やらなければならないことが増えて大変だからということではないでしょうか。

#### ○早川委員

労務台帳の作成など事務負担が非常に増え るから下げないでほしいということが、これ までにずっとおしゃってきたことだと思いま す。公契約条例ができて10年が経って、野 田市以下、それぞれ初めてのことで試行錯誤 しながら条例の改正なり制度をどのようにし たらいいかという検討をしながら進めてきて いるのだと思います。その結果がこちらの資 料に出ているとおり、提出書類はABCが主 だったのが、最近のトレンドとすればFな ど、より簡単になってきています。そういう ところから言うと、足立区は現在はCです が、それを見直す形で検討すれば、事業者が 言っている事務負担の軽減にも大きく繋がる ことなので、下げることに対してハードルが 下がったのかなと思うのですがどうでしょう

か。

### ○田中委員

その議論の前にすべきことがあるのではないかということが申し上げたいことの一番であって、各論になればそういう話になるとは思います。そこは同意します。

#### ○契約課長

アンケート結果の評価ということでは、ま ずはアンケート調査結果の20頁に条例適用 範囲の拡大ということで、拡大、現状維持、 縮小というところとそこに対する付随した意 見のところにまとめさせていただいておりま す。私どもとしては条例制定をしているとこ ろであり、議会ともやりとりしながら区の施 策として公契約条例を運用し、区の契約現場 で働く人たちの賃金保障、労働者に対する収 入の確保であるとか労働環境の向上に資する という目的は既にオーソライズされているも のであり、その延長線で考えなければいけな いというところに立ってはいます。その上で 20頁からの結果について、これをどう分析 するかということになるのかと思います。確 かに縮小すべきというのもありますが、拡大 すべき又は現状のままというところも、それ なりにいただいているとともに、一番多いの はわからないでした。そういう意味では、今 のやり方を変えていくのが取るべき方向性な のかなというところで、今回の見直しという ことになります。基本的には条例をなくすと いうところはありませんが、例えば極端な言 い方をすれば、今は賃金条項型でやっていま すが、賃金条項を設けていない自治体も全国 で20や30はありますので、そういう検討 もあり、前に進むだけではなく、後退するこ とも含めた検討をしていただきたいというこ とがあります。もしそういうご判断が出るの であれば、賃金条項をなくし理念型にするという選択もあります。もう一つ、他自治体の話になりますが、確かに全国では賃金条項型が28、理念型も含めても60くらいしかありません。しかし、足立区が属する23区の状況を見る限りにおいては、おそらく都市部における課題等もあると思いますが、増えてきているという意味では必要がある、そういうトレンドが足立区が乗るべきトレンドではないかなと思っているところです。都市部と地方とでは違いがあると思うのですが、どうでしょうか。

## ○早川委員

私が思うには、都市部で公契約条例が広がっているのは財政の問題もあると思います。 公契約条例適用現場になれば、予定価格も当然上がるということがあると思います。23 区は地方に比べて財政的にも恵まれていますし、それと地方と都市部の大きな違いは、 我々のような労働団体がきっちり行政に対して公契約条例の必要性をお話しできているかどうかというところもあると思います。やはり東京の労働団体と地方の労働団体とでは、組織数が明らかに違うので、その辺も大きく影響していると思っています。

### ○契約課長

田中委員のご発言は重要な根幹のお話であり最もだと思います。しかし21頁のようなことからはというところもあります。

#### ○田中委員

各論は各論でいいのですが、その前段の議 論もやってほしいというのが強い希望です。

#### ○北野委員

委託契約についてですが、足立区は9千万

円以上という中で、他自治体は1千万円以上というのが多いです。そうした現状から、施設清掃、学校給食、学校用務、施設・設備の保守点検等という大変な環境で仕事をされている労働者のところまで枠を広げてはどうかというご説明でしたが、私どもとしてはいいことだと思いますし、予定価格も9千万円から4千万円に引き下げて拡大することは歓迎するところですが、他自治体と同様に1千万円のラインまで拡大していただけると、他自治体と足並みが揃うのかなという気がしますので、ご検討いただきたいと思います。

### ○契約課長

金額ではなく業務内容だけで判断したいと いう思いはあります。しかし、資料2にある ように、これだけの件数になり、そうしたと きにボリューム的にやり切れるのか、また、 広げたときに賃金の担保性、これが薄くなっ てしまうことの懸念がありまして、その辺か ら4千万円というのができる最大のところか なということで、本日お出しさせていただい ています。その中で焦点になったのは給食調 理ですが、区で力を入れている施策であると ともに、世の中で騒がれているところもある ので、そこはしっかり拾いたいというところ からの4千万円です。他自治体の中で件数が 多いのは、川崎、新宿、世田谷ですが、ここ がやり切れているのかというところもありま すので、そこは研究していきたいと思いま

#### ○北野委員

拡大することで区の負担が格段に増えてしまうことは理解します。しかし、今回提示していただいている台帳方式から報告書方式への切り替えというところで、そうした要素も踏まえて最大限どこまでやっていただけるの

か再度の検討をお願いしたいと思います。それと労働者への周知と申し出のシステムですが、きちんと確立をしていただき、最終的には労働者の保護に繋がるような制度設計をしていただきたいと思います。

### ○契約課長

周知のところについては、前に進めること は区としても方向性は同じだと思いますの で、対応させていただきたいと思います。

もう一つ、どこまで引き下げるかについて は、私どもも広げたいが心配もあるというと ころで、今回一気呵成にやるのか、先を見据 えてやるのかによって引く線が違ってくるの だろうと思っています。というのは、今回1 0年目にあたって初めて見直すわけですが、 ここで次をお見せせずに見直そうと言えば、 今回行けるところまで行ってしまおうという 議論にしかならないと思います。ですので、 ここについては見直しは10年後、途中、定 点でアンケートをとってというところも重ね ながら、考えていきたいと思っています。そ れを踏まえて、決着点についてはやりとりさ せていただきたいと思います。現実的にでき るところというのも大切だと思いますので、 よろしくお願いいたします。

### ○田中委員

様々な意見があると思いますが、現段階で イメージされているのは、資料5の見直し案 検討表の中のどれでしょうか。

#### ○契約課長

1億円以上と思っています。事業者の負担 感というところで、Cランクが入ってくるの は懸念材料です。

### ○田中委員

委託、指定管理についてはどうですか。

### ○契約課長

委託については、業務のところは11業務まで広げるべきだろうと考えています。4千万円のところは最大限に見積っているところもあるので、ここはもう少し上で収まると実効性が担保できるのかなと思っています。

指定管理については、学童、福祉施設も含めた全部に広げるというのが線かなと思っています。

### ○田中委員

②の事業者の負担軽減についてはどうです か。案3でしょうか。

### ○契約課長

足立区は今C方式なので、労務台帳はやめたいなと。それに替わってどこまで求めるかということになりますが、資料3でCDEの報告書方式の他自治体の様式も資料で付けさせていただいています。ここには労働法関係のことも結構入っていまして、足立区は賃金のところでやってきていましたので、そこまで入れるのか入れないのか、議論の一つになると思います。その部分について区がどこまで縛れるのかはグレーなところもあるようですし、ご相談しながらと思っています。

# ○早川委員

今の課長のお話では、工事の想定は1億円ということでした。理由としては、Cランクの事業者に公契約条例関係の書類提出を求めると戸惑いがあるのではということでした。私の意見では、Cランクの事業者が入ったとして、その事業者にとっては初めてのことになりますが、10年前に始まったときABランク事業者にとっても初めてのことだったわ

けです。提出書類を簡素化し労務台帳を求めないことにするのであれば、Cランク事業者でも対応できるのではないかという思いがあります。公表区分が事後公表と事前公表とでは、落札率が変わってくる傾向があると認識してます。事後公表になってくると落札率が低くなってくる傾向がありますので、低くなった分、労働者の賃金に皺寄せがあるのが労働者側としては一番心配なところです。労働者の賃金をしっかり担保する上で、公表区分に合わせた設定がいいのかなという思いがあります。

### ○契約課長

ランクというのは会社の規模と基本的に比 例している部分があって、こうしたことを管 理する事務員などのスタッフがいない可能性 が高いのではないかと思っています。もう一 つは、労務台帳の区への提出は求めない形に なるとしても、何かあったときに立ち入り調 査ができる仕組み、それは必要だと思ってい ます。それに対応してもらうためには、労務 台帳は提出しなくても、全く何も作らなくて いいということにはならないので、見かけは 軽減されますが実質的にやることは残るので はないかと思っています。そういった意味で は、会社の人員体制の話と見えなくてもやら なければならないことがあるということを考 えたときに、Cまで落とすことには不安材料 があるかなと思っています。

# ○早川委員

いくら小さな会社だと言っても、賃金台帳 は作らなければならないものです。何かあっ たときには既存の賃金台帳で対応できるのか なと思いますので、Cランクでも十分やり切 れるイメージは持っています。

#### ○契約課長

絶対やれないのかと言われれば、そこまで 強い思いがあるわけではありません。先ほど 先を見据えてというお話をしました。一足飛 びに行くのかどうかというところで、今回の 結論の附則でもいいのですが、例えば今回は 1億円です、ただし次回に向けては対象事業 者の拡大をとか入れてはどうかと思っていま す。実際に制度を動かすと、たぶんいろいろ と出てくると思いますので、そこの不安が先 に立つというのが率直なところです。

### ○田中委員

我々は入札制度が大きく変わったことだけでもどうなるかと不安を抱えている中で、公 契約の制度も拡大となるとどうなってしまうのか、定量的ではありませんが、そう思っています。何をやっているんだと言われそうな気がします。

### ○小倉副会長

先ほど早川委員の方から、事業者の範囲が 広がっても3帳簿くらいは備えているのだか らとありました。労働基準法上は揃えておか なければいけないものなので、当然あるべき ものではあります。私は委託契約や指定管理 で足立区がやられている労働条件審査という ことで、社会保険労務士としてこうした事業 者を定期的に回って、労働法をきちんと守っ ているかチェックをさせていただいていま す。その中で、帳簿が揃っていないというケ ースが結構散見されていて、管理の方法が悪 かったり、帳簿がなかったりと、そこまで手 が回っていない事業者がいらっしゃいます。 明細はあるが賃金台帳としてはないというこ ととかが正直あります。Cランクの事業者と いえども守っていただいて然るべきというこ とはありますので、条例対象が広がることで

意識はしてもらえるのかなという期待はありますが、一足飛びには難しいのかなと、人員が足りなくて手が回らないというお話は現状でもありますので、きちんとできない事業者もあるのかなという気はしています。

### ○契約課長

工事現場で言いますと、区と契約している 事業者に下請の分の報告も求めているところ もあります。自社の中で完結することならば 何とかという気はしますが、下請とのやりと りも含めてしまうと、Cランクにやっていた だくというのは厳しい状況があるのかなと思 っているところです。

### ○小倉副会長

今後それでは困るので、しっかりやっていただけるような方向性に動いてほしいなと思いますが、一足飛びであれもやりこれもやりとなると大変なのかなと思います。

#### ○早川委員

仮に提出書類を報告書Fと選択した場合、 区の方でどういう事務作業が想定されるので すか。

#### ○契約課長

Fになると、ほぼなくなると思います。F という選択をするということであれば、もう 少し検討の余地があるかもしれません。

# ○早川委員

Fを選択すれば、普通の契約と公契約条例の契約とでは、事務作業的にはそれほど差はないということですか。

#### ○契約課長

Fについては、これが出てきているかどう

かの確認で、その中身のチェックというのは、ほぼ生じないですね。ただし、これだけおおまかなものになるとおそらく実際の運用では問題がいろいろ出てくると思います。おそらく本人申し出が頻発し回らなくなる懸念もあるかなと思います。

### ○早川委員

そうするとFを選択している自治体の動向 を見ていく必要がありますね。

# ○契約課長

そうですね。Fが本当にどこまで求めているかということと、申し出制度と抱き合わせているのかという話ですね。DEFについては申し出の発生はどうなのかというところはあると思います。いままでCでやっていて、申し出はあるけれども、また今回もアンケートで貰っていないかもという声はあったんですけれども、潰してこれてはいます。その結果を踏まえてDEFに落とせないかという話ですので、採用しようとする方法がそうしたことの担保ができないものなら、それを採用するという選択にはならないわけで、DEFの自治体の話は聞いてみたいと思います。

### ○工事契約制度改善担当係長

採用しているところはいずれも直近に導入したところです。一つは導入して間もないため、実態としてはまだ動いていません。もう一つは理念条例が元々あってFに切り替えたというものです。お話を聞いたところでは、事業者の負担感について他自治体から聞いていて、それを参考にこの形にしたということでした。事後チェック型ということで切り替えていますので、事前にどうこうということではなく、何かあったときに対応するというように考えているということでした。いずれ

も導入が最近なものでして実例としては出ていないところです。

### ○契約課長

負担を軽減したときにどこまで広げるのか という議論にもなっていますが、労働者への 周知についても説明させていただきます。

#### ○工事契約制度改善担当係長

周知につきましては資料4に一覧がありま す。周知の方法としては、一番下からになり ますが、お知らせ・チラシという足立区もや っているやり方で、この会場にも貼っている このポスターを現場に貼っていただいている ものと、チラシ等を配っていただくものなど です。アンケート調査で見ますと、アンケー ト調査結果の48、49頁になります。どれ ほど知られていますかということについて、 3分の2の人は知っていますと答えているの ですが、裏を返せば3分の1は知らないとい うことになっておりまして、何で知りました かというところでは、工事はこのポスターを 貼っていただいていますので、それが6割 と、効果的なところはあるのですが、委託や 指定管理では様々でして、中には口頭でとい うのもありました。本来は書面で伝えてくだ さいと区の方ではお願いをしているのです が、口頭で知りましたというのがあるという ことで、その辺の実態を踏まえて強化をして いったらよろしいかなと考えております。資 料4に戻っていただいて、書面での知らせ方 で効果的な方法はということで、ア確認書、 イ通知書、ウ周知カードというのが、他自治 体で行われているものです。確認書というの は、一人ひとりにご説明してそれぞれから署 名をもらっていただくという形です。通知書 というのは、一人ひとりにあなたの労働報酬 下限額はこうです、申し出はこういうふうに

できますというものを作って、一人ひとりに 配るという形なので、先ほどの労務台帳作成 の事業者負担を少しでも軽くして拡大してい こうという議論の中では、アとイの方策は区 がやろうとする方策としては取りづらい、逆 行するような形になるので、あとは周知カー ドということになります。ピンク色のサンプ ルをお配りしていますが、こちらを各事業者 から労働者にお渡しいただいて、ここにQR コードがあるので、それをかざすと区のホー ムページに飛びまして、ご自身で確認ができ る形というものです。労働者への周知を確実 なものに、強化していくものとしては、この 周知カードというのが事業者の負担をある程 度抑えられ、効果的なものでもあるのかなと いうことで事務局として考えた案ということ でお示しさせていただきました。

#### ○契約課長

周知カードは労働報酬下限額がわかり、裏の方に何かあれば申し出する電話番号も記載しているので、財布等に入れておいていただければいいのかなと思います。貰ってないのではというときですが、アンケートで多かったのは月給の方が1時間当たりの金額を計算する過程を間違ってというものでした。計算できるようなシートもQRコードで飛ぶ先に設けて、それを使うと1時間当たりの金額が出るようなものも用意すれば、正確に測れるようなしくみになるかなと思います。

# ○早川委員

お話を聞いて私も、周知カードとお知らせ・チラシの二本立てがいいのかなと思います。確認書で言うと、私たちも携帯電話の契約などで読まずにサインするなんていうことがありますので、ウとエがいいと思います。ここに貼られているポスターですが、適用現

場には全部貼られているのですか。

○工事契約制度改善担当係長 貼られております。

### ○早川委員

要望ですが、我々も組合事務所に告知用にポスターを貼っていて、大きければ大きいほど目立つということで、特に目立たせたいときはA0サイズでやっています。このポスターも大きいのですが、サイズ拡大をご検討ください。

### ○工事契約係長

予算の問題があると思います。

### ○契約課長

お話をいただいたので、予算を付けられるように検討したいと思います。貼る場所のスペースもいろいろあると思いますので、何種類か用意して選択して貼っていただけるような方法もあるかと思います。

#### ○早川委員

周知カードはとてもいいと思いますが、これが現物ではないですよね。

### ○契約課長

あくまでたたき台ということで、これから ということになります。文章も含めて改良の 余地はいくらでもあります。

#### ○早川委員

あとはラミネート加工等、強度も工夫した 方がいいと思います。

### ○契約課長

破れない紙などもありますし、そこは工夫

します。

### ○工事契約制度改善担当係長

先に言ってしまって申し訳ありませんが、 予算の問題があると思います。拡大されれば 万単位にもなりますので。

### ○北野委員

せっかく配られても、財布の中でボロボロ になってなくなってしまったということで は、本末転倒で意味がないので、できるだけ いいものをという気がします。

### ○田中委員

アプリなどはどうでしょうか。カードにすると持ち歩かないといけなくて、困ったときタップすると出てくるというものなら持ち歩かなくて済みます。

### ○契約課長

もし作れたとしてですが、アプリだとそも そもダウンロードしてもらえないというとこ ろがあると思います。区のホームページにも 情報は載せていますが、いきなりデジタル媒 体へ見にいくということはないですね。手前 でそこに繋がるツールとしてこれが必要だと 思っています。

#### ○田中委員

一回は持ってもあとは持ち歩かなくていい ようなものならいいなと思います。

#### ○契約課長

そうすると一度アクセスしていただいて、 アプリではなくたぶんお気に入り登録するよ うな形でしょうか。

### ○田中委員

たぶんここが、知ってもらうというところ が一番の肝になるのだと思います。

### ○小倉副会長

最初のアクションは何か配られたものでな いとだめなのではないでしょうか。何かこれ でアクションを起こしたら、例えばワンクッ ションでポスターに飛んでいく、それでこの 職種だとこの金額だということがわかる、も っと詳しく知りたいなら、その先ホームペー ジにも飛べるということであれば、次のアク ションを起こしてくれるのだと思います。最 初にこのカードなしに自分から見にいってみ ようとはならない、興味がないと思います。 予算のことがあるので申し上げづらいのです が、本当は足立区のマークが入っていたらと 思います。このポスターはアニメだったから という話もすごくありましたし、何となく絵 柄がないと若年層になるほどすぐ捨ててしま うのではないでしょうか。何だかわからなく て真剣に見れなくても、足立区のマークがあ れば区役所のもので大事なものという認識を 瞬時にしてもらえやすいのかなという気が少 しします。

# ○契約課長

デザインについても、これだけのものを作るときには、庁内のデザイン担当に確認をしていきます。その中で足立区マークを必ず入れろとなってきますし、インパクトのある字体やデザインといったところもハードルになってきます。

### ○小倉副会長

アンケート結果を見ると、先ほどのお話からは6割7割に留まっているということですが、あった方がいいですかということには、増えた方がいいという回答が高いようです。

やはりなくす方向ではなく広げたいという気 持ちを労働者にも持っていただいているので あれば、もっと広く知っていただけるといい のかなと思います。

### ○田中委員

労働報酬下限額以下で働いている人というのは、全体としてどれくらいいるというような肌感みたいなものはありませんか。それは公契約条例適用現場だけではなくということですが。

### ○早川委員

私が職人からヒアリングしているのは公契 約条例適用現場だけなので……

#### ○田中委員

常雇だと結構払っているなという感覚があり、そういう金額でなければ逆に高い方に行ってしまうというイメージがあります。実態はどうなんでしょうか。

#### ○工事契約制度改善担当係長

アンケート結果で52頁ですが、適用現場とそれ以外とで賃金は違いますかという質問に、工事では変わらないという人が6割と、大きな差はないのではないかと、推察の域ではありますが、そういう感じを持っています。

#### ○契約課長

特に下請や一人親方になると、おそらく足立区と埼玉県の境になるので、働き場所によって賃金のレベルが違い、それがここにどれだけ入っているのか難しいです。分析するには、もう一段二段しっかり聞かないとというところはあります。

#### ○工事契約制度改善担当係長

工事の方々も月給が思ったより多かったです。なので現場によって給料が変わるということは、以外にないのではないかと今回感じました。そして適用現場だから賃金が上がるということもないのかなと、裏読みですが感じています。工事現場のアンケートの回収率が低かったのも、賃金がどこの現場だからどうだという意識がそれほどないのかなというところも一因かもしれません。

### ○設楽委員

職人の感覚では、どこの現場で働いても一定金額は貰いたいというのが強いと思います。逆に言うと自分が考えてる金額が貰えなければ来ないです。実際にはそれ以上に出してますが。なお、月給でもいいのですが、いろんなものが差し引かれるのでいやだという話もあり、一日働いていくらと決めることもあります。

#### ○小倉副会長

労働者は月給制だからというだけではなく、足立区の業務もやるけれども他のところでもやっているので、延べになってしまうと自分の肌感としてよくわからない。その結果のアンケート結果という感じではないでしょうか。繰り延べてしまうと、その中にいろいろなものが混ざってしまい、区別して回答ができていないのかなという感じです。それと、委託と指定管理では低いと答えた方が結構いて少し気になりました。どうしてなのかなという気がしました。

### ○設楽委員

指定管理など一番末端で働いている方とい うのは、例えばスーパーのレジなどでも一 定、ここでやっても一定、仕事の中身が違う かもしれませんが、そういう感覚でしかない のじゃないですか。パートタイムの金額は普 通の労働者と同じように考えていて、いくら 貰えるかということだけが肝なのでというと ころだと思います。

# ○田中委員

区の労働報酬下限額イコール時給になって いるんですよね。

### ○北野委員

今の委託については、東京都の最低賃金に 多少上乗せした金額だと思います。周辺のパートの時給というのは確かに最低賃金で括っ ているところもありますが、それに上乗せし ていかないと人が集まらないという状況があ りまして、働こうと思う人は10円でも20 円でも高い方に行ってしまいます。仕事の内 容もいろいろだと思いますが、高いところだ と最低賃金より100円、200円高くした 求人も出ていたりしますので、どうしてもそ ちらの方に行ってしまうし、それに比べると 低いという感覚になってしまうと思います。 実際に低いというところが指摘されてしまう と思います。

#### ○契約課長

足立区という行政の看板でなければ、たぶんもう少し賃金を上げないと人が集まってこないと思います。おそらく足立区の業務委託、足立区の指定管理というところの、とりっぱぐれがないところとか労働環境とか、そういうところで選ばれる方は他よりも安くてもという選択をされるのではないでしょうか。民間では高いけれど忙しいという仕事がいっぱいありますので、そういうところのギャップもあるのかなと思います。

#### ○北野委員

逆に見てしまうと、足立区がこの金額だからうちもこの金額でいいという形で、地域の賃金相場を引き下げてしまう一つの要因にもなりかねないと思います。区が最低賃金、来月から1113円になりますが、区が1113円だからうちもそれでいい、そんなに高い給料を払わなくても区がこれなんだから来てもらえるというところの目安になってしまうと、逆効果になってしまうので、やはり上げてもらう方向でお願いしたいと思います。

#### ○契約課長

公契約条例の一つの目的でもあって、足立 区の下限額は1130円になっています。東 京都の最賃は改定されて10月から1113 円になりますが、それよりも高い金額として いますので、この条例があって少しは貢献で きているのかなという思いはあります。

### ○北野委員

毎年30円規模で最賃が上がっていくと、 すぐに追いつかれてしまいます。

#### ○契約課長

そのために、このあと来年度の下限額のお 話になりますが、状況を見ながらと思ってい ます。

### ○早川委員

先ほど田中委員から賃金の肌感云々という 話がありましたが、9月14日に組合の方で 江北健康づくりセンターの現場に行って調査 をしまして、12人から回答を得られていま す。年齢や経験年数、職種を聞いたりもしま したが、数字だけ言うと、1万3千円、1万 8千円、2万5千円、1万円、1万3千円、 1万5千円、1万円、1万1千円、2万円、 1万6千円、1万8千円、2万円と、非常に厳しい結果という状況でした。9月21日もありまして、2万3千円、1万6千円、1万8千円と、実態は厳しいのかなというところです。

### ○北野委員

それは下限額が払われてないということですか。

### ○早川委員

その可能性も非常に高いということです。

### ○田中委員

ちゃんと聞かないとわからないですね。

#### ○早川委員

調べ方に関しては、アンケート表のようなものを用意して、賃金をいくら貰っていますかと1万円から千円刻みの数字に指を指してもらう形で聞いています。リアリティはあると思います。そういった声を受けて、現場実態はどうなのか、我々審議会委員のメンバーも知らなければいけないということで、世田谷区と練馬区では現場へ休憩時間や仕事が終わった後の時間に出向いて、お話をしているというような話も聞いています。

#### ○田中委員

調査ではこのことを伝えているんですよね。

#### ○早川委員

当然そうですね。公契約条例のチラシを組合で独自に作っていますので、それを渡しながら調査をしています。

### ○田中委員

ありがとうござました。あと審議することは。

### ○契約課長

いろいろご意見をいただき、また進行の中で工事は委託はと種別にどこまで求めるのか、私どもが発言をさせていただき、それに基づいてご意見をいただき、一定の線は見えたかなと思いますが、これが終わった後にもご意見をいただいても構いません。公契約等審議会については10月6日にこの案件だけの審議という形で開催します。そこで本日いただいた意見等も持ち上げて、やりとりさせていただきたいと思います。

# ○早川委員

公契約等審議会はどういうメンバーで構成 されているのですか。建設に明るい方もいる のですか。

### ○契約課長

建設に明るい方という感じでもないです。

#### ○早川委員

そうすると本当に学識経験者……

#### ○契約課長

学識と財務の方が見れる方等です。

### ○田中委員

審議会委員というのは公にされているんで すか。

### ○契約課長

公にされています。弁護士、大学教授、公 認会計士、区の元監査委員です。今回の議論 に関してフラットに見ていただけるメンバー だと思います。 ◆議案第4号 令和6年度労働報酬下限額の 算定方法等について(案)

# 【契約課長が議案について説明】

### ○北野委員

業務委託の下限額については、現在が11 30円、都の最賃が1113円と、どんどん 差が縮まってきています。引き上げの幅をも う少し大きくしていただけたらと思います。 それと、指定管理の保育士についてのみ業務 委託の金額に100円加算されていますが、 他の自治体を見ますと、例えば警備員や学校 給食の調理士、栄養士等、職種別でかなり加 算している部分もあります。昨年、私ども連 合足立の方で区内在住の組合員を集めまし て、地域ミーティングを開催しました。かつ て学校給食の現場で栄養士として働いていた 方の意見で、栄養士の職場は職場環境もよく なく賃金も安い。どういうことか聞くと、火 や水を使う職場で職場環境も熱かったり寒か ったり、賃金も安いという話がありました。 昨年、連合足立の方から要望書という形で区 へ出させていただいたところ、設備に関して は冷房を付けてます、水はけのいい職場にし ていますという形で、職場環境については改 善されてきているという回答をいただきまし たが、賃金に関しては、どうしても公契約条 例の業務委託の部分の括りがあって上げるこ とができないのだという回答をいただいてい ます。ということで、やはりこの部分、特殊 な職場であるとか、通常の事務作業、軽作業 とは違う職場で働いている労働者の賃金につ いては、もう少し加算するような算出方法を とっていただきたいと考えています。先ほど も少しお話ししましたが民間の賃金相場を引 き上げていけるような労働報酬下限額の設定 をご検討いただきたいと思っています。

### ○契約課長

そのような背景があることは承知しております。参考となる形についてですが、どこが標準になるのかというところもなかなか苦慮しているところでして、その辺は勉強させていただきたいと思います。

#### ○北野委員

もう一点、先ほどからの引き続きという形になるのですけれども、業務委託に関しまして、今後は適用の拡大ですとか、予定価格の引き下げを考えているということなんですが、業務委託の職種ごとの人数、どういうところでどれだけの方が業務についているのか、数字として実態把握をしたいと思いますので、人数を出していただけるようお願いできないでしょうか。

#### ○契約課長

業務委託については事業の成果というところで求めているものなので、私どもは人の運用については、事業者へお任せと言いますか、こちらで見る必要がないものとなっております。申し訳ありませんが困難と思います。

### ○渡部会長

この案件については次回も審議するということですね。

### ○契約課長

第2回の審議会でご審議いただきます。

### ○渡部会長

本日の審議はここまでということでよろしいでしょうか。

# -全委員了承-

# ○渡部会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回日程について調整、12月 13日開催と決定】

【本日の議事録は事務局で作成し、各委員に 送付、委員の内容確認後、区長に提出するこ とを確認】